

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月30日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年4月17日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成19年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
新居大池共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新居大池地区	高松市産業部土地改良課
新居新池共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新居新池地区	〃